

職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第30号

職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務発明に関する規則（昭和60年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務発明審査会) 第16条 略 2~7 略 8 審査会の庶務は、 <u>総務部財産経営課</u> で行う。	(職務発明審査会) 第16条 略 2~7 略 8 審査会の庶務は、 <u>総務部総務学事課</u> で行う。
(登録補償金の額等の改正についての協議) 第19条 略	(登録補償金の額等の改正についての協議) 第19条 略
<u>(外国特許の出願)</u> 第20条 知事は、第6条の規定により特許を受ける権利又は特許権の譲渡を受けた職務発明について、外国の特許権を取得する必要があると認めたときは、その特許の出願を行うものとする。	
(委任) 第21条 略	(委任) <u>第20条</u> 略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。